

〈まずは〇×問題にチャレンジ！〉

—あなたはどう考える？ その理由は？—

	〇or×
1 税金は、一般の債権と競合する場合に優先権が認められているため、常に貸金債権より優先的に配当を受けられる。	
2 本件のXさんの自宅の競売手続では、JAの貸金債権が市民税・固定資産税より優先的に配当を受けられる。	
3 出資金を差し押さえた債権者は、組員が自ら脱退手続を行わなければ、出資金から債権回収を行うことはできない。	
4 本件において、JAは、Xさんの出資金の減口手続を行って、出資金と貸金債権を相殺して債権回収することができる。	
5 破産管財人は、組員の脱退手続を行うことはできない。	



正解とその理由は41頁

連載

〇×問題で確認

債権管理回収の基礎固め



顧問弁護士

（JAの実務で起こる相談にいつも親身に
応じている。）



課長

（本店の融資課長。支店を丁寧にフォローしており、問い合わせや相談を多く受ける。）

JAの融資業務における課長の悩みに、顧問弁護士が答える！

官澤綜合法律事務所 所長
東北大学法科大学院 教授

弁護士 官澤 里美



1957年仙台市の農家の長男として生まれる。1983年東京大学法学部を卒業し、1986年仙台市で弁護士となる。その後、長年にわたってJAの債権回収、役員責任等の各種相談、法的手続、セミナー等を担当し、JAの健全な経営をサポートしている。現在、弁護士10名が在籍する官澤綜合法律事務所所長。2004年より東北大学法科大学院教授。

〈解説〉

1. 税金と抵当権の優劣

税金は一般の債権より強いというのを聞いているのですが、Xさんの市民税・固定資産税は、当JAの貸金債権より優先されるのでしょうか？

税金は、公益性があるため、確かに一般の債権より強いということになります。債権者である国や地方公共団体は、自ら滞納処分により強制的実現を図れますし、滞納者の財産を調査するため質問・検査・搜索する権限も認められています。また、一般の債権と競合する場合には、優先権が認められています（国税徴収法八条）。

すると、自宅の競売の申立てをしても、市民税・固定資産税に優先的に配当されてしまうのでしょうか？

いえ、JAは自宅に抵当権を設定していますので、税金に優先されるとは限りません。抵当権を設定している財産についての配当の際は、抵当設定登記の日と税金の法定納期限の先後により優劣が

今回のお悩み

第15回

出資金からの債権回収・税金との優劣

当JAは、平成22年12月、組員Xさんに対し、Xさんの自宅に抵当権を設定して2,000万円を融資しており、貸金残高は1,500万円です。Xさんは、平成26年頃から病気がちになり、平成26年から当JAへの貸金の返済に延滞が生じていました。そして、破産申立も検討しているとの情報もあり、当JAは抵当権によるXさんの自宅の競売申立を検討しはじめていました。

そうしたところ、Xさんは、平成26年以降の市民税・固定資産税を滞納していたため、市から自宅と当JAの出資金（1口2,000円・150口）に滞納処分による差押えが行われました。

Xさんの自宅は、立地の悪い所にあり、不動産価格が下落していて、競売を申立てをした場合の売却価格は1,000万円程度の見込みのため、当JAは、抵当権で回収できない部分の回収に悩んでいたところでした。

そこに、滞納処分の差押えが行われ、税金は一般の債権より強いと聞いていましたので、自宅の競売代金から税金が優先的に取られてしまうのか、出資金から当JAの債権の回収は行えないのか悩んでいます。

2. 出資金についての税金とJAの貸金債権の優劣

決まり、先の方が優先されることとなります（国税徴収法一六条）。本件の場合はどうなるのでしょうか？

抵当権の設定登記もきちんと行っていますよね？

もちろん、設定と同時に行ってください。

そうであれば、抵当権設定登記が平成二二年一二月で、税金は平成二六年以降のもので、税金はJAの貸金債権の方が優先されます。それを聞いて安心しました。

ところで、出資金も市から滞納処分を差し押さえられたのですが、今後どうなるのでしょうか？

出資金、正確に言えば持分の差押えを行った債権者は、差押債権者として、または、民法四二三条に規定されている債権者代位権により債務者である組員に代位して、JAからの脱退の手続き（JAに対する持分譲受請求権の行使、農協法二〇条一項）を行い、JA